

## 発 刊 の 辞

下 山 憲 治

ここに「地方自治関連立法動向」第3集を発刊する。

2010年11月に、地方自治に関連する諸法律の制定改廃の動向を調査し、立法過程を分析することで、その背景・経緯、趣旨・目的などを把握し、効果・影響について研究するため、地方自治総合研究所に地方自治関連立法動向研究会が設立された。その研究の意義とねらいは、2013年発刊の「地方自治関連立法動向」第1集の「発刊の辞」で明示されているが、便宜上、まずその要旨を記す。

地方自治総合研究所は、設立当時から、最重要研究課題の一つとして、日本における地方自治制度の沿革に関する調査研究に取り組んできた。その集大成として、大日本帝国憲法下における「地方制度」から戦後現行憲法下における地方自治制度の成立と改正を取りあげた同研究所監修『逐条研究地方自治法Ⅰ～Ⅴ』がある。同書は、地方自治法解釈に当って必要な沿革を踏まえた制度趣旨などが正確に記述されており、同法研究の必携書となっている。さらに、国と地方の役割分担や事務論、国と地方の関係など地方自治制度の基幹部分について、戦後最大の改正が「地方分権推進一括法」（2000年4月施行）によって行われた。この2000年改正法を対象に『逐条研究地方自治法別巻 新地方自治法（上・下）』が公刊され、シリーズ全体の位置づけはさらに高まったといえよう。

その後も、住民を取り巻く社会・経済状況の変化とそれに伴う生活スタイルの多様化に加え、人口減少と「超高齢化社会」化などによる地域社会ひいては地方自治体の存立や業務内容の変容、地域間格差の拡大のほか、地域の政治・経済と全国的なそれとの衝突と牽連性などの多くの取り組むべき課題が生じている。そして、これらに対応して、いわゆる「アベノミクス」や「地方創生」等がキーワードとして登場してきた。

このような日本社会の変動のなか、地方分権改革は、必ずしも充分とはいえないが、個別作用法における義務付け・枠付けの削減、権限移譲などを中心として継続している。そこでもまた、地域社会における地方自治のあり方が問われている。それゆえ、今日の地方自治を語るうえで、地方自治法、数次にわたる分権改革一括法のみではなく、住民の生活に密着し、大きな影響を及ぼすと考えられる個別法の制定改廃をも対象にし、できるだけ包括的かつ基本的特徴を明らかにしていくことが地方自治研究にとって不可欠となっている。

そのような状況下で、本資料集は、前記『逐条研究』を記す際の基礎資料となること等を目的に、地方自治法その他の地方自治を検討するうえで重要と認められる関連法令の制定改廃の動向を国会の一定会期ごとに取りまとめて検討し、その都度発刊していくこととした。

第3集では、第187回国会（臨時会2014年9月29日召集、会期は衆議院解散2014年11月21日までの54日間）から第189回国会（常会2015年1月26日召集、会期は2015年9月27日までの245日間）までの3会期で制定改正された法律を対象とした。なお、第188回国会は衆議院選挙後の議長選挙や内閣総理大臣の指名などを行う特別会（2014年12月24日召集で会期は2014年12月26日までの3日間）であり、衆議院議員提出法案がいくつか閉会中審査された。また、周知のとおり、第189回国会ではいわゆる安全保障関連法案の審議に多くの注目と議論があったこと、さらに、おおむね並行して、沖縄普天間

基地機能の辺野古移設をめぐる沖縄県と国の問題が顕在化し、その後、法的紛争へと至ったことを併せて記しておきたい。

第1部は地方分権改革として、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案～第5次一括法～」を取りあげる。このいわゆる第5次一括法は、分権改革の新しい手法として「提案募集方式」を採用し、国から地方公共団体又は都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲等に関する19法律を一括して改正するものである。

第2部では「地方創生」関連法として、「まち・ひと・しごと創生法」及び「地域再生法の一部を改正する法律」並びに「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」及び「地域再生法の一部を改正する法律」が取りあげられる。安倍政権として「地方創生」が最重要課題とされ、法律により目標が設定され、今後、各種政策内容を明確にするための計画策定とその内容が重要となる。

第3部の税・財政関係法では、「地方税法等の一部を改正する法律」と「地方交付税法等の一部を改正する法律」が取りあげられる。「ふるさと納税」の拡充、法人税に関する実効税率の引き下げ、消費税・地方消費税の税率引き上げの延期などに加え、「地域間の税源の偏在是正」など地方自治における税財政関係法の議論も引き続き注目される。

第4部の地方自治関連法として、「廃棄物処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律」が取りあげられる。東日本大震災では基礎自治体自体の深刻な被災、広域かつ膨大な災害廃棄物の発生などへの従来の対応を法制度化し、市町村・都道府県のほか、地域ブロックや国などさまざまなレベルでの広域連携の取り組みが重要となる。

なお、この資料集が、地方自治に関心を持つ読者のお役に立ち、実り豊かな地方自治の展開にわずかなりとも寄与できるものであれば、望外の喜びである。

最後に、このたび、本研究会を設立し、主査として立法動向研究の基本方針とその実現に向けて尽力された佐藤英善・地方自治総合研究所理事は、同理事と同時に本研究会の主査も辞されることとなった。佐藤前理事は今後も同研究会に参加されるが、本研究会の主査については、当初から本研究会ワーキンググループ・メンバーである下山がその後任となった。佐藤前理事の関心や問題意識は、地方自治制度全般を知悉したうえで、個々の政策や立法動向に向けられてきた。その広範かつ深遠な視点と、ワーキンググループ全体が気持ちよく調査・研究を進めることのできる心配りなどを見習いつつ、託された分不相応な役割を少しでも果たすことができるように、尽力していきたい。